生 活 保 護 法 に よ る 医 療 扶 助 (中国残留邦人等支援法による医療支援給付)

の手引き

(指定施術機関用)

西宮市福祉事務所

### ごあいさつ

このたび生活保護法及び中国残留邦人等支援法による指定施術機関として、被保護者等への医療給付についてご協力をいただくことになりました。

ご承知のとおり、「生活保護法」は、国民の最低生活を保障する制度であり、年金、保険制度と並んで国民の健康で文化的な生活水準を維持するための重要な社会保障制度です。

とりわけ、生活保護を受けている方々は、老齢や傷病、障害が原因で保護を受けることとなる場合が多く、本制度の医療の分野が果たすべき役割は大きなものがあります。

また、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」は、中国残留邦人等が置かれている特別な事情に鑑み、日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるように支援給付を実施しており、生活保護と同じく、医療の分野が果たすべき役割は大きいものです。

どうか、施術者の皆様には、この制度の趣旨をご理解をいただき、医療(施術)を必要とする人々がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようご協力をお願いします。

西宮市福祉事務所長

## 目 次

	生活保																												
	生活保護																												
2	医療扶助	· · ·		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
3	医療保険	制度と	の遺	引い		•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	 •		•	•			•	•	•	•	•	1
4	その他・			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第2	中国残	<b>遠留邦人</b>	、等支	泛援	法に	こよ	る	支	援	給	付(	に	つ1	٧٧	T	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第3		給付に																											
1	施術給付	か申請	į · ·	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	施術給付																												
3	届出等•			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第4	指定施	<b>近術機関</b>	の義	務		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
【参	考】指定	医療機	関医	療	担当	規	.定	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
笙 5	関係均	· . 注														•													8

### 第1 生活保護制度のあらまし

### 1 生活保護制度

生活保護法は、憲法第25条の理念に基づいて、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とした制度です。

### (1) 保護の種類

保護の種類は、生活扶助をはじめ教育、住宅、医療、出産、生業、葬祭及び介護の 8つの扶助からなり、生活全般にわたっています。

### (2)制度の運営

生活保護制度は、福祉事務所又は県民局(健康福祉事務所)(以下、「福祉事務所」 と略す。)が取り扱い、福祉事務所長の責任において実施運営することとされています。

### 2 医療扶助

医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、必要な医療を給付するものです。医療の給付は、大臣または知事の指定を受けた医療機関等に委託して行い、その診療方針及び診療報酬は国民健康保険の例によります。

### 3 医療保険制度との違い

生活保護制度は、全額が国民の税負担により支えられています。そのため、他の医療 保険制度と比較して、次のような差異があります。

- ア) 生活保護法による「指定医療機関」、「指定施術機関」として指定された医療機関等に、福祉事務所長が要保護者の診療を依頼する。
- イ)要保護者は、福祉事務所長が発行する「医療券」、「施術券」、「施術費給付承認書」 により受診する。
- ウ) 医療扶助の給付は、「要否意見書」に基づいて福祉事務所長が必要性を検討し、給付するかどうかを決定する。

### 4 その他

- (1) 年金や手当など活用すべき他法他施策の制度があれば、その制度を優先して活用します。
- (2) 病気等の治療にあたっては、医療機関と福祉事務所とが密接に連携をとり、患者に 対して必要な療養指導を行います。

### 第2 中国残留邦人等支援法による支援給付について

中国残留邦人等が置かれている特別な事情に鑑み、日常生活又は社会生活を円滑に営む ことができるようにするために「中国残留邦人等支援法(中国残留邦人等の円滑な帰国の 促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律)」によ り、永住帰国援護や中国残留邦人等に対する支援給付等が行われています。

支援給付のうち、医療については医療支援給付として、介護については介護支援給付と して給付されることとなっていますが、この取扱いについては、基本的に生活保護法によ る医療扶助、介護扶助に準じた取扱いをすることとなっています。

### 第3 施術の給付について

### 1 施術給付の申請

施術の給付を受けたい患者は、まず福祉事務所長に対して申請をする必要があります。

### 2 施術給付の決定

申請を受けた福祉事務所長は、施術の給付を行う必要があるか否か判断する資料にするため、「給付要否意見書」(P.9 参考例)を発行し、指定施術機関から意見を求めて施術の要否を確認します。

なお、施術を行う場合は、医師の同意が必要(ただし、柔道整復については打撲又は 捻挫の手当、脱臼又は骨折の応急手当については不要)となり、医師の同意の確認は給 付要否意見書の医師同意欄によるか、又は当該施術の要否に関する医師の診断書により 行うこととなります。

### 3 届出等

次項のような届出を要する事由が生じたときは、所定の様式により施術者住所地(施 術所の開設者である場合は施術所所在地)の福祉事務所に届け出てください。

### ○指定施術機関の申請・届出事項

		届出の種類					
			変	廃	休	そ	
届出を要する事項	請更	約	更	止	止	の	
	新 書 〜	書	届	届	届	他	
○施術者(あん摩・マッサージ指圧師、はり・きゅう師、柔道整復師) が新たに生活保護法による指定を受ける場合 (免許証の写しを添付すること)	0	0					
○以下の事項に変更があった場合 ・施術者の氏名 ・施術者の住所(変更前と変更後の指定申請先が同一の場合) ・勤務先施術所(名称・所在地の変更を含む) ・住居表示の変更 等			0				
<ul><li>○事業自体を廃止する場合</li><li>・指定施術者が当該業務を廃止する場合</li><li>・指定施術者が死亡した場合 等</li></ul>				0			
<ul><li>○以下の事項に変更があった場合</li><li>・施術者の住所(変更前と変更後の指定申請先が異なる場合)</li><li>(免許証の写しを添付すること)</li></ul>	0	0		0			
○指定施術者を休止する場合					0		
○休止した施術業務を再開した場合						再開届	
○指定を辞退する場合 (30日以上の予告期間を設けること)						辞退届	
○処分を受けた場合						処分届	

### 第4 指定施術機関の義務

指定施術機関は、福祉事務所に代わって直接、被保護者に施術の給付を行うことになりますので、生活保護法による保護の趣旨を十分に理解するとともに、次のことを守ってください。

- 1 各市福祉事務所等から委託を受けた患者について、懇切丁寧に被保護者の施術を担当すること。(生活保護法第50条第1項、第55条第2項)
- 2 指定施術機関は、被保護者の施術について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う 指導に従うこと。(生活保護法第50条第2項、第55条第2項)
- 3 指定医療機関医療担当規程に従うこと。(P.5参照)
- 4 指定施術機関は、様式第3号の標示を、その業務を行う場合の見やすい箇所に掲示すること。(生活保護法施行規則第13条)
- 5 指定施術機関は、施術機関名称、住所等に変更が生じた場合や指定の辞退をする場合は、施術機関所在地の福祉事務所に届出をすること。(生活保護法施行規則第 14 条 及び 15 条)

### 【参考】

### 指定医療機関医療担当規程

制定:昭和25年8月23日 厚生省告示第222号 最終改正:平成30年9月28日 厚生労働省告示第344号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 50 条第1項の規程により、指定医療機関医療 担当規程を次のとおり定める。

### (指定医療機関の義務)

第1条 指定医療機関は、生活保護法(以下「法」という。)に定めるところによるのほか、この規程の定めるところにより、医療を必要とする被保護者(以下「患者」という。)の医療を担当しなければならない。

### (医療券及び初診券)

- 第2条 指定医療機関は、保護の実施機関の発給した有効な医療券(初診券を含む。以下同じ。)を所持する患者の診療を正当な事由がなく拒んではならない。
- 第3条 指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければ診療をしてはならない。

### (診療時間)

第4条 指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療するほか、患者がやむを 得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、患者のため に便宜な時間を定めて診療しなければならない。

### (援助)

- 第5条 指定医療機関が、患者に対し次に掲げる範囲の医療の行われることを必要と認めたときは、速やかに、患者が所定の手続をすることができるよう患者に対し必要な援助を与えなければならない。
  - 1 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
  - 2 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
  - 3 移送
  - 4 歯科の補てつ

#### (後発医薬品)

- 第6条 指定医療機関の医師又は歯科医師(以下「医師等」という。)は、投薬又は注射を行うに当たり、後発医薬品(法第34条第3項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。)の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たっては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めた場合には、原則として、後発医薬品により投薬を行うものとする。
- 2 指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の 調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。
- 3 指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第9条の規定による厚生労働大臣の定める医薬品である場合であって、当該処方せんを発行した医師等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、原則として、後発医薬品を調剤するものとする。

### (証明書等の交付)

- 第7条 指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から法による保護に つき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付し なければならない。
- 2 指定医療機関は、患者の医療を担当した場合において、正当な理由がない限り、 当該医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書 を無償で交付しなければならない。

### (診療録)

第8条 指定医療機関は、患者に関する診療録に、国民健康保険の例によって医療の 担当に関し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければなら ない。

### (帳 簿)

第9条 指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

### (通知)

第10条 指定医療機関が、患者について左の各号の一に該当する事実のあることを知った場合には、すみやかに、意見を附して医療券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 1 患者が正当な理由なくして、診療に関する指導に従わないとき。
- 2 患者が詐偽その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

### (指定訪問看護事業者等に関する特例)

第11条 指定医療機関である健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に 規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成9年法律第123号)第41 条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第8条第4項に規定する 訪問看護を行う者に限る。)若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護 予防サービス事業者(同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を 行う者に限る。)にあっては、第5条の規定は適用せず、第8条中「関する診 療録」とあるのは「対する指定訪問看護の提供に関する諸記録」と、「国民健 康保険の例によって」とあるのは「国民健康保険又は後期高齢者医療の例に よって」と、「診療録と」とあるのは「諸記録と」と、それぞれ読み替えて適 用するものとする。

### (薬局に関する特例)

第12条 指定医療機関である薬局にあっては、第5条の規定は適用せず、第8条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用するものとする。

### (準 用)

第13条 第1条から第10条までの規定は、医療保護施設が患者の診療を担当する場合に、第1条から第5条、第7条第1項及び第8条から第10条までの規定は、 指定助産機関又は指定施術機関が被保護者の助産又は施術を担当する場合に、 それぞれ準用する。

# 第5 関係様式

### 様式第18号

### 施術要否意見書

	1 新規 2 継	続	受理年月日年	月 日
※福祉事務所記載欄	様 (氏名) を求めます。 年 月 F		年 月 日以降の 西宮市福祉事務所	施術の要否について意見
	傷病名(部位)	初検年月日	転帰(継続の場合)	傷病の程度及び給付 を必要とする理由
要否意見	(1) (2) (3) (4) (5) (6)	年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	治癒・中止・継続 治癒・中止・継続 治癒・中止・継続 治癒・中止・継続 治癒・中止・継続 治癒・中止・継続	
	療養(治癒)見込期間	概算見積額(初検時又は4億		
(施術者記載欄)	箇月又は 日間 往療が必要な場合そ の理由		2箇月目 円	3箇月目 円
載欄)	上記のとおり給付を 西宮市福祉事務	: (1要する 2要しない) と 新長 様	一認めます。	年 月 日
		指定施術機関(施術者)の	所在地及び名称	
医	指定医療機関名			
師	所在地			
尽	医師氏名			
※嘱託医意見				(FI)

- 注 1 施術を行う場合は、事前に医師の同意(柔道整復については、脱臼又は骨折(応急手当を除く。)に限る。)を得てください。
  - 2 「転帰(継続の場合)」 欄は、3箇月を超えて施術を継続する場合に、該当するものを○で囲んでください。
  - 3 「療養(治癒)見込期間」欄及び「概算見積額」欄は、初検時(3箇月を超えて療養を必要とする場合 は4箇月目以降)の療養(治癒)見込期間及び概算見積額を記載してください。
  - 4 柔道整復又は3箇月を超えてあんま・マッサージ(変形徒手矯正術の場合を除く。)若しくははり・きゅうの施術を受ける場合には、施術者が「医師同意」欄を記載して差し支えありません。
  - 5 ※印の欄は、健康福祉事務所が記入します。

生活保護法及び中国残留邦人等支援法指定(助産機関・施術機関)指定申請書

生活保護法第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条4項の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。

	(フリガナ)
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
住 所	〒 — Tel ( ) —
開設している(勤務 している)助産所又 は施術所の名称	(フリガナ) 名 称
開設している(勤務 している)助産所又 は施術所の所在地	〒 - 所在地 TEL ( ) -
開設者・非開設者の別	開設者・開設者以外の勤務者
業務の種類	助産・あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復

令和 年 月 日

西宮市長 様

### 注意事項

- 1 この書類は、兵庫県知事又は神戸市長、姫路市長、西宮市長、尼崎市長、明石市長あてに、所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 免許証の写しを添付してください。
- 3 貴機関が指定された場合には、告示により公示するほか、指定通知書により通知します。

- 1「氏名」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の氏名を記載してください。
- 2 「生年月日」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の生年月日を記載してください。
- 3「住所」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の住所を記載してください。
- 4 「開設者・非開設者の別」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者が該当するものを ○で囲んでください。
- 5「業務の種類」は、該当するものを○で囲んでください。

生活保護法第55条第2項において準用する同法第49条の2第2項各号(第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。)に該当しない旨の誓約書

令和 年 月 日

西宮市長様

下欄に掲げる生活保護法第55条第2項において準用する同法第49条の2第2項各号(第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。)の規定に該当しないことを誓約します。

住 所 氏

### (誓約項目)

生活保護法第55条第2項において準用する同法第49条の2第2項各号(第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。)の規定関係

### 1 第2項第2号関係

指定を受けようとする助産師又は施術者(以下「申請者」という。)が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない者であること。

### 2 第2項第3号関係

申請者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定(※)により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。

- ※ その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定
  - 1 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号)
  - 2 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)
  - 3 栄養士法 (昭和 22 年法律第 245 号)
  - 4 医師法 (昭和 23 年法律第 201 号)
  - 5 歯科医師法 (昭和23年法律第202号)
  - 6 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)
  - 7 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)
  - 8 医療法 (昭和 23 年法律第 205 号)
  - 9 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)
  - 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)
  - 11 社会福祉法(昭和26年法律第45号)
  - 12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)
  - 13 薬剤師法 (昭和 35 年法律第 146 号)
  - 14 老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号)
- 15 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)
- 16 柔道整復師法 (昭和 45 年法律第 19 号)
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号)
- 18 義肢装具士法 (昭和62年法律第61号)
- 19 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号)
- 20 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)
- 21 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)
- 24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第

77号)

- 25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)
- 26 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
- 27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)
- 28 国家戦略特別区域法 (平成 25 年法律第 107 号。第 12 条の 4 第 15 項及び第 17 項から第 19 項 までの規定に限る。)
- 29 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)
- 30 公認心理師法 (平成 27 年法律第 68 号)

### 3 第2項第4号関係

申請者が、生活保護法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であること。

### 4 第2項第5号関係

申請者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

### 5 第2項第6号関係

申請者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に、検査日から起算して 60 日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

### 6 第2項第8号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に被保護者の助産又は施術に関し不正又は著しく不当な行為をした者であること。

次のとおり変更しましたので届け出ます。

	  指 定 番 	号						
	保険医療番							
指定医療	介護保険事							
機関等	(変更前名称 (氏							
	(変更前 所在地(住							
	変更事項	頁	名称 ·	所在地	• .	その他(		)
変更内容	旧							
	新							
変更	年 月	日			年	月	日	
委 託	患  者	Ø						
措置	状	況						

令和 年 月 日

西 宮 市長 様

住 所

TEL ( ) 届出者 氏 名

### 注 意 事 項

- 1. この書類は、兵庫県知事又は神戸市長、姫路市長、西宮市長、尼崎市長、明石市長あてに、所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2. 各書類は、速やかに提出してください。

- 1. 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
- 2. 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は介護医療院が届け出る場合には、 その施設について記載してください。居宅介護事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその 開設する居宅介護事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者が届け出る場合には、その開 設する居宅介護支援事業所ごとに記載してください。
- 3. ※印のところは、不要のものを――で消してください。
- 4. 指定医療機関等の「指定番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
- 5. 指定医療機関番号等の「保険医療機関番号」と「介護保険事業者番号」は、指定医療機関は「保険 医療機関番号」を、指定介護機関は「介護保険事業者番号」を記載してください。指定助産機関及び 指定施術機関は記載不要です。
- 6. 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、 又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名 称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 7. 「変更内容」の「変更事項」は名称又は所在地を変更する場合は該当のものを囲み、その他の事項を変更する場合は変更する事項を括弧内に記載してください。
- 8. 「変更年月日」は変更した年月日を記載してください。
- 9. 「委託患者等の措置状況」は、既に行った措置及び今後予定している措置を記載してください。
- 10. 届出者欄は、指定医療機関及び指定介護機関の場合は開設者を記載してください。開設者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の職・氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載してください。

\*

次のとおり休止・廃止しましたので届け出ます。

	指定番	号			
	保険医療機番	関 号			
指定医療	介護保険事業 番	者号			
機関等	名	称			
	所 在	地			
※ 休止	・廃止年月	日	年	月	日
※ 休止	・廃止の理	由			
委託患者	等の措置状	況			
	の 見 の場合	し )			

令和 年 月 日

西宮市長様

住 所 届出者 TEL ( ) -氏 名

### 注意事項

- 1. この書類は、兵庫県知事又は神戸市長、姫路市長、西宮市長、尼崎市長、明石市長あてに、所在地 を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2. 各書類は、速やかに提出してください。

- 1. 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
- 2. 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は介護医療院が届け出る場合には、 その施設について記載してください。居宅介護事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその 開設する居宅介護事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者が届け出る場合には、その開 設する居宅介護支援事業所ごとに記載してください。
- 3. ※印のところは、不要のものを――で消してください。
- 4. 指定医療機関等の「指定番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
- 5. 指定医療機関番号等の「保険医療機関番号」と「介護保険事業者番号」は、指定医療機関は「保険 医療機関番号」を、指定介護機関は「介護保険事業者番号」を記載してください。指定助産機関及び 指定施術機関は記載不要です。
- 6. 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、 又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名 称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 7. 「委託患者等の措置状況」は、既に行った措置及び今後予定している措置を記載してください。
- 8. 「休止・廃止年月日」は休止・廃止した年月日を記載してください。
- 9. 届出者欄は、指定医療機関及び指定介護機関の場合は開設者を記載してください。開設者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の職・氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載してください。

# 生活保護法及び中国残留邦人等支援法指定 ※ 医療機関 介護機関 助産 師施 術者 ユ

次のとおり再開しましたので届け出ます。

		指	定	番	号				
		保隆	) 医	療機	と 関				
		番			号				
指	定医療	介護	镁保阝	负事美	<b>美者</b>				
		番			号				
機	関 等	名			称				
		所	存	主	地				
休	止	年	,	月	日		年	月	目
再	開	年	,	月	日		年	月	目
再	開	Ø	-	理	由				

令和 年 月 日

西宮市長 様

住 所 届出者 TEL ( ) 氏 名

### 注 意 事 項

- 1. この書類は、兵庫県知事又は神戸市長、姫路市長、西宮市長、尼崎市長、明石市長あてに、所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2. 各書類は、速やかに提出してください。

- 1. 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
- 2. 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は介護医療院が届け出る場合には、 その施設について記載してください。居宅介護事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその 開設する居宅介護事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者が届け出る場合には、その開 設する居宅介護支援事業所ごとに記載してください。
- 3. ※印のところは、不要のものを――で消してください。
- 4. 指定医療機関等の「指定番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
- 5. 指定医療機関番号等の「保険医療機関番号」と「介護保険事業者番号」は、指定医療機関は「保険 医療機関番号」を、指定介護機関は「介護保険事業者番号」を記載してください。指定助産機関及び 指定施術機関は記載不要です。
- 6. 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、 又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名 称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 7. 「休止年月日」は休止した年月日を、「再開年月日」は再開する年月日をそれぞれ記載してください。
- 8. 届出者欄は、指定医療機関及び指定介護機関の場合は開設者を記載してください。開設者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の職・氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載してください。

生活保護法及び中国残留邦人等支援法指定

医療機関介護機関助産師 産師者

処分届書

次のとおり届け出ます。

<b>*</b> * * * * * * * * * * * * * * * * * *		
	指定番号	
	保険医療機関	
	番号	
医療機関	介護保険事業者	
等指定	番号	
4 10 VC	名 称	
	所 在 地	
処 分	の種類	
及 び そ	の 年 月 日	

令和 年 月 日

西宮市長様

住 所 届出者 TEL() -氏 名

### 注意事項

- 1. この書類は、兵庫県知事又は神戸市長、姫路市長、西宮市長、尼崎市長、明石市長あてに、所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2. 各書類は、速やかに提出してください。

- 1. 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
- 2. 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は介護医療院が届け出る場合には、 その施設について記載してください。居宅介護事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその 開設する居宅介護事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者が届け出る場合には、その開 設する居宅介護支援事業所ごとに記載してください。
- 3. ※印のところは、不要のものを――で消してください。
- 4. 指定医療機関等の「指定番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
- 5. 指定医療機関番号等の「保険医療機関番号」と「介護保険事業者番号」は、指定医療機関は「保険 医療機関番号」を、指定介護機関は「介護保険事業者番号」を記載してください。指定助産機関及び 指定施術機関は記載不要です。
- 6. 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、 又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名 称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 7. 「処分の種類及びその年月日」は、生活保護法施行規則第 14 条に規定する処分及びその処分を受けた年月日を記載してください。
- 8. 届出者欄は、指定医療機関及び指定介護機関の場合は開設者を記載してください。開設者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の職・氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載してください。

### 生活保護法及び中国残留邦人等支援法指定

※ 医療機関 介護機関 助産師 施術者

# 指定辞退届書

次のとおり生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の 支援に関する法律による指定を辞退します。

	指 定 番	号			
	保険医療機番	関号			
指定医療	介護保険事業	者			
機 関 等		号 称			
	所 在	地			
辞退	年 月	日	年	月	日
委託	患者等	0			
措置	状	況			

令和 年 月 日

西宮市長様

住 所 届出者 **TEL**( ) -氏 名

### 注 意 事 項

- 1. この書類は、兵庫県知事又は神戸市長、姫路市長、西宮市長、尼崎市長、明石市長あてに、所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2. 各書類は、速やかに提出してください。 指定を辞退しようとする場合に提出する辞退届については、辞退する日の 30 日前までに提出くだ さい。

- 1. 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
- 2. 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は介護医療院が届け出る場合には、 その施設について記載してください。居宅介護事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその 開設する居宅介護事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者が届け出る場合には、その開 設する居宅介護支援事業所ごとに記載してください。
- 3. ※印のところは、不要のものを――で消してください。
- 4. 指定医療機関等の「指定番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
- 5. 指定医療機関番号等の「保険医療機関番号」と「介護保険事業者番号」は、指定医療機関は「保険 医療機関番号」を、指定介護機関は「介護保険事業者番号」を記載してください。指定助産機関及び 指定施術機関は記載不要です。
- 6. 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、 又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名 称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 7. 「委託患者等の措置状況」は、既に行った措置及び今後予定している措置を記載してください。
- 8. 「辞退年月日」は辞退する年月日を記載してください。
- 9. 届出者欄は、指定医療機関及び指定介護機関の場合は開設者を記載してください。開設者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の職・氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載してください。